

文献複写申込書

沖縄科学技術大学院大学学園図書館長 殿

下記の通り文献複写を申し込みます。この申込による著作権に関する一切の責任は申込者が負います。

日付	
名前	
所属	
身分種別	1.教員 2.学生 3.職員 4.学外()

書(誌)名	Vol. /No. / 年	ページ	枚数
	Vol. No. 年	p. ~p.	
	Vol. No. 年	p. ~p.	
	Vol. No. 年	p. ~p.	
	Vol. No. 年	p. ~p.	
	Vol. No. 年	p. ~p.	

※ 記載された個人情報 は文献複写に関する業務以外の目的では使用しません。

図書館資料をコピーする場合は、著作権法を遵守してください。

著作権のある資料（公表された著作物のうち、著者の死後50年を経過していないものなど）は、著作権法上では以下の条件内でのみ複写できます。

著作権上の問題が発生した場合は、申込者の責任となりますので、十分にご注意ください。

※複写可能な範囲（著作権法第31条：図書館などにあける複製より）

- 1) 公表された著作物は全部ではなく一部分(*1)を複写すること。
- 2) 定期刊行物に掲載された各論分やその他の記事などの場合は、刊行後相当の期間(*2)を経たもののみ、論文全部の複写ができる。
- 3) コピー部数は一人について一部のみであること。
- 4) 申請者の調査研究目的のためであること。
- 5) 有償無償を問わず、再複写は頒布をしないこと。

(*1) 一部分とは、半分を超えない程度。

(*2) 相当期間とは、次号の刊行後、あるいは刊行後3ヵ月程度など。